

アングリカニズムと改革派教会神学の接点をめぐって

—ロイエンベルク合意と世界改革派教会 - 世界聖公会国際対話での議論を中心に—

西原 廉太

1. はじめに

世界聖公会（アングリカン・コミュニオン：Anglican Communion）と、世界改革派教会の国際対話が、実に 31 年ぶりに再開された。世界改革派教会共同体（現在は World Communion of Reformed Churches: WCRC）¹ とアングリカン・コミュニオンの最初の対話は、1984 年に、『神の国と私たちの一致』（*God's Reign and Our Unity: The Report of the Anglican – Reformed International Commission*）と題された合意声明を発表し、大きな成果を残している。今般、新たに「世界改革派教会 - 世界聖公会国際対話国際委員会」（International Reformed Anglican Dialogue: IRAD）が組織され、その記念すべき第 1 回の国際委員会が、2015 年 10 月 26 日から 31 日にかけて、南インド・ケララ州・コチにおいて開催され、論者も世界聖公会側委員の一人として参加した。委員会は、両教会各 6 名、計 12 名の神学者で構成される。毎年 1 回、約 5、6 年に亘って世界各地で開催されることになっており、第 2 回国際委員会は、2016 年 9 月 1 日から 8 日まで、英国・ケンブリッジで行われ、また、第 3 回は、2017 年 9 月に、米国・プリンストンで開催されることが決定されている。記念すべき初回会議が南インドで開催された理由は、「南インド教会」（Church of South India: CSI）が、聖公会と改革派を中心に、「シカゴ・ランベス 4 綱領」を基軸に誕生した歴史的な合同教会であり、アングリカン・コミュニオンと WCRC の両方の正式メンバーであるからである。

本稿では、『リマ文書』（*Baptism, Eucharist and Ministry: BEM*）に至る、世界教会協議会（World Council of Churches: WCC）信仰職制委員会における歴史的議論における要点を踏まえた上で、ヨーロッパにおけるルーテル教会、改革派、合同教会諸教会の合意である『ロイエンベルク協約』（*Leuenberg Concord*）、さらには、聖公会—改革派

1 「世界改革派教会連盟」（World Alliance of Reformed Churches: WARC）が、2010 年 6 月、もう一つの改革派世界組織であった「改革派エキュメニカル教会協議会」（Reformed Ecumenical Council: REC）と合併され、世界改革派教会共同体（WCRC）に再編された。現在、公表データによると、WCRC は、225 教会、約 8 千万人、アングリカン・コミュニオンは、38 管区、約 8 千 5 百万人の信徒数を数える、世界でも最大級の「キリスト教世界共同体」（Christian World Communions: CWCs）である。

教会国際対話の基礎文書、『神の国と私たちの一致』(*God's Reign and Our Unity*)の論点、ことに、職制論に焦点を当てつつ、アングリカニズムと改革派神学の接点を探りたい²。

2 『リマ文書』に至る WCC 信仰職制委員会における職制論的議論

近年、職制論に見るさまざまなエキュメニカルな進展は、基本的には2教会間の、いわゆるバイラテラルな教会間対話が中心となっている。本稿が対象とする、聖公会と改革派教会の対話もその一つである。しかし、これら、バイラテラルな諸対話が、突然のように生まれたのではなく、広い意味では、それらすべてが、20世紀初頭から始まり、1948年のWCC発足を経て、1982年の『リマ文書』(*BEM*)へと至る、エキュメニカル信仰職制運動の大きな流れの中に位置付けることが可能なものなのである。これら教会間対話とWCC信仰職制運動に代表されるエキュメニズムは、常に往還関係、呼応関係にあるのであり、それは今後も変わることはない。

そこで本項では、20世紀初頭のエキュメニカル運動の出発から『リマ文書』へと至る、*BEM* プロセスに焦点を当て、その中に表れる職制論的議論を検討したい。しかし、このテーマにおいては、すでに神田健次による優れた先行研究³があるため、基本的には、神田の議論に依拠することになる。

神田はまず、WCCにおける職制をめぐる議論の歴史を3期に分類する⁴。第1期は、第1回信仰職制世界会議(ローザンヌ、1927年)から、アムステルダムで開催された、WCC第1回総会(1948年)に至る期間で、神田は、これを「比較教会論」(*comparative ecclesiology*)期と名付ける。第2期は、WCC第1回総会から、第4回信仰職制世界会議(モントリオール、1963年)にかけての期間で、これを「キリスト中心的教会論」期と呼ぶ。第3期は、第4回信仰職制世界会議から、リマで開催された、信仰職制委員会(1982年)までで、「可見的一致」(*visible unity*)期である。

第1期のローザンヌ会議からアムステルダム、WCC第1回総会に至る「比較教会論期」の課題の一つは、教会の職制理解をめぐる各教会の共通性と相違性とを明らかにしてゆくことにあった。ローザンヌ第1回信仰職制世界会議(1927年)報告書には、

2 論者は、2013年3月に、関西学院大学大学院神学研究科から博士学位を授与されたが、本稿は、その際の博士学位申請論文『エキュメニカル対話における職制論—アングリカニズムの視点から—』第9章「*BEM* プロセス及びロイエンベルク合意との対話の可能性」を大幅に改稿したものである。論者の博士論文を指導くださったのは、神田健次教授であるが、同章は、ことに、神田教授の提案により補論した部分である。

3 神田健次「今日における教会のミニストリー—WCC「リマ文書」の一考察—」(関西学院大学神学研究會『神学研究』第32号、1984年3月号)参照。

4 同論文、113頁。

「教会の聖なる奉仕職（ミニストリー）」と題して、以下のような整理が為されている⁵。

①聖なる奉仕職は、神がキリストを通して教会に与えた賜物である。それは教会の存在と成長にとって必要なものである。②聖なる奉仕職は、その権威と効力を絶えずキリストとその霊から受けている。③聖なる奉仕職の課題は、救済と聖化というキリストの恵みの行為を牧会的職務、福音の説教、 sacrament の執行を通して人々に伝達することにある。④聖なる奉仕職は、教会全体とそれぞれの部門において教会の指導と教会規則の遂行を託されている。⑤聖なる奉仕職に対する賜物を与えられ、霊によって召し出され、教会によって承認された者は、祈りと手を按くという按手の行為を通して、奉仕職の機能の遂行を委ねられている。

以上の5点は、1927年の時点で、世界の教会が、共通に分ち合うことのできる、基本的職制理解の基盤であった。その上で、同報告書は、教会間で理解の異なる相違点として、以下の4領域を挙げている。①「聖なる奉仕職の本質的理解について」、②「按手と按手によって委ねられる恵みについて」、③「監督（エписコペート）の機能と権威について」、④「使徒的継承性の本質について」⁶。この認識は、その後のエキュメニカル信仰職制運動における職制論をめぐる議論を規定するものとなった。とりわけ、エписコペートの機能と権威、使徒的継承性の本質の2領域は、現代エキュメニズムにおいても、根幹的な課題であり続けている。

第2期の、WCC第1回アムステルダム総会から、第4回モントリオール信仰職制世界会議（1963年）にかけての「キリスト中心的教会論」期は、それまでの「比較教会論」の段階から、より本質的な教会論的議論を深めた時期となった。1952年に、ルンドで開かれた、第3回信仰職制世界会議は、「キリスト中心の教会論」を強調し、世界の教会は、預言者であり、祭司であり、王であるキリストに集中しながら一致を目指すべきであることを確認している。

1963年にモントリオールで開催された、第4回信仰職制世界会議は、エキュメニカル信仰職制運動においても重要な意味を持つ機会となった。それは、「教会における信徒使徒職の再認識」に他ならない。ハンス・ルード・ウェーバー (Hans-Rued Weber)、ヘンドリック・クレーマー (Hendrik Kraemer)⁷、イーヴ・コンガール (Yves Congar) らの一連の「信徒の神学」の提起が、エキュメニカル運動にも大きな影響を与えたことは間違いないが、それは、必ずしもプロテスタント世界のみの現象ではなく、同時期に開かれた、ローマ・カトリック教会の第二ヴァティカン公会議にも共通

5 Cf. L. Vischer (Hg.), *Die Einheit der Kirche. Material der ökumenischen Bewegung* (München 1965).

6 Ibid., p.37.

7 Cf. H. Kraemer, *A Theology of the Laity* (London: Regent College Publishing, 2005). ヘンドリック・クレーマー『信徒の神学』小林信雄訳（新教出版社、1960年）参照。

するものであり、その意味では、この第2期は、エキュメニカル信仰職制運動のパラダイムの発展期と捉えることも可能であろう。

この、第二ヴァティカン公会議、ことに『エキュメニズム教令』の発布は、ローマ・カトリック教会が、世界のエキュメニカル運動に、公式的な参与を始めた画期的な機会となった。1968年にウプサラで開催された、WCC第4回総会には、ローマ・カトリック教会は、オブザーバーとして15名の代表団を派遣した。また、正教会諸教会は、1961年にニューデリーで行われたWCC第3回総会において正式加盟を果たしたが、世界のエキュメニカル信仰職制運動にとって、この正教会の参与が持つ意味は非常に大きい。

例えば、WCC内でも、バプテスト系諸教会と正教会諸教会の教会理解、職制理解には大きな位相の違いがあるのであり、正教会の参与は、ことに職制論をめぐるエキュメニカルな議論に対しては、さらなる困難な要素をもたらしたとも言える。しかし、一方で、ローマ・カトリック教会、正教会のこうした参画によって、世界の教会は、より根源的、本質的な教会理解、職制理解に対して開かれることになった。そのような議論の深化が、後の『リマ文書』成立へと至らしめたのである。また、ローマ・カトリック教会、正教会諸教会と、プロテスタント諸教会を、仲介する役割を担ったのは、確かにアングリカニズムであった。

第4回信仰職制世界会議から、リマ信仰職制委員会（1982年）にかけての第3期の特徴は、この時期に、エキュメニカル信仰職制運動の目標地点が、明確に、「可見的一致」(visible unity)とされたことにある。モントリオール第4回信仰職制世界会議以降は、①使徒性と全教会による奉仕、②教会論の三位一体論的根拠付け、③現代世界に対する教会の派遣の必要性和奉仕職の考察等に課題は広がるが、1968年のウプサラ総会を経て、論点の一つは、職制の「按手」に絞られていく。拡散傾向にあった職制論をめぐる議論を「按手」の問題に集中させつつ、教会論と按手、奉仕職の起源、神の民の基本的な一致、使徒的継承、女性への按手等々の職制論全般にわたる主題を包括的に論じることになった。その背景には、1961年の正教会の参与、及び、ローマ・カトリック教会の積極的な関与があることは言うまでもない⁸。

この議論は、1971年にルーヴァンで開かれたWCC信仰職制委員会全体会へと継承されるが、このルーヴァン信仰職制委員会全体会で、正式にローマ・カトリック教会が信仰職制委員会のメンバーとなるなど、同全体会は、「信仰職制の歴史における決定的な転換点」となると評価される⁹。それは、「教会一致」という問題が、人類の

8 Cf. *The Ordained Ministry, in : Faith and Order, Louvain 1971, Faith and Order Paper no.59* (Geneva: WCC Publications, 1971). 正教会の影響は、按手におけるエピクレシスの強調などに見られる。

9 神田「今日における教会のミニストリー— WCC「リマ文書」の一考察—」、前掲論文、118頁。

一致という新たなパースペクティブにおいて、社会的諸課題との接続が図られ、世界エキュメニカル運動における「信仰と職制」の軸と、「生活と実践」の軸の交点が意識され始めた、ということのみならず、「按手」が持つ sacramental 性、三重の奉仕職理解、使徒的継承といったより具体的な職制論的議論が深められ、それが 1982 年の『リマ文書』成立へと至らしめたからである。

さて、以上のようなプロセスを経た『リマ文書』は、職制論的テーマをどのように扱っているかについて整理しておきたい。まず、基本的に、すべての「神の民」が召命を受けており、その原点に立つ時に、さまざまな相違点が克服されることを確認する。また、議論の前提として、奉仕職 (ministry) を「広義の奉仕職」と「狭義の奉仕職」に分類する。「広義の奉仕職」とは、個人、地域共同体、普遍的教会というレベルに拘らず、「神の民」すべてが召し出されている奉仕職を意味する。一方、「狭義の奉仕職」とは、神から特別なカリスマを与えられ、教会が「按手」の業を通して、聖霊の招きと手を按くことを通して生まれる奉仕職である¹⁰。

『リマ文書』が語る按手された奉仕職の職務は、「キリストのからだを集め、神の御言の宣教と教え、 sacramental の執行、礼拝と派遣と配慮の務めによって共同体を指導し、形成する」¹¹ ことである。この按手された奉仕職が、権威を持つためには、イエスの「仕える生」に対応する形で、共同体全体から承認を受ける必要があるのである¹²。さて、『リマ文書』における職制論の中でも、決定的に重要な点は、「按手を受けた奉仕職は、人格的 (personal)、同僚的 (collegial)、共同体的 (communal) な仕方で行われるべきである」¹³ と明確に指摘しているところにある。「人格的な次元」とは、福音を宣べ伝えるために、按手によって共同体に招かれるという召命を受けた者個人が関係すること、「同僚的な次元」とは、共通の課題に参加するために、按手を受けた奉仕職同志が交わること、「共同体的な次元」とは、按手を受けた奉仕職がその職務を担う際に、それが共同体の生に深く根差し、共同体の参加を要請するということ、をそれぞれ意味している。人格的 (personal)、同僚的 (collegial)、共同体的 (communal) という考え方が、エキュメニカル解釈学の重要な規範となり、その後のさまざまな教会間対話、エキュメニカル対話の画期的進展を可能ならしめたのである。

エキュメニカルな職制論をめぐる議論において最も困難な主題は、「使徒的伝統の継承」の問題であった。1974 年の『アクラ文書』(Accra: *One Baptism, one Eucharist*

10 *Baptism, Eucharist and Ministry (BEM)*, Faith and Order Paper no.111, the "Lima Text" (Geneva, WCC Publications, 1982), Ministry, para.7.

11 *BEM*, Ministry, paras.13-14.

12 *BEM*, Ministry, paras.15-16.

13 *BEM*, Ministry, para.26.

and a Mutually Recognized Ministry: Three Agreed Statement)¹⁴では、「使徒的継承」と表現していたが、『リマ文書』では、「使徒的伝統における継承」と厳密な定義付けがなされたことは重要である。さらに『リマ文書』は、「教会における使徒的伝統」と「使徒的奉仕職の継承」を峻別した。「使徒的伝統」とは、「使徒的信仰の証言、福音宣教と新しい解釈、洗礼と聖餐の儀式、奉仕職の責任の再現、祈りと愛と喜びと苦しみにおける共同体、病人と困窮者への奉仕、地域教会の間的一致と、主が各人に与えられた賜物を分かち合うことといった使徒たちの教会の恒常的なメルクマールにおける連続性」¹⁵を意味している。一方で、「使徒的奉仕職の継承」とは、「使徒的な信仰、礼拝そして派遣における連続性が歴史的には監督の奉仕職の形態を備えてこなかった教会で確認」¹⁶されてきたことであり、歴史的な主教職という職制を保持しない諸教会においても、「使徒的奉仕職」が継承されていることを承認している。逆に言えば、歴史的な主教職という形態の継承は、あくまでも「使徒的伝統が表現された諸形式の一つ」¹⁷以上のものではない、という確認でもあった。この確認が、プロテスタント諸教会のみならず、聖公会、ローマ・カトリック教会、正教会諸教会が公式に参加して成立した『リマ文書』において為された、ということは、エキュメニカル職制論をめぐる議論の歴史の中でも画期的なことであった¹⁸。

3 『ロイエンベルク協約』のプロセスと特徴

次に、改革派諸教会のエキュメニカル対話、ことに、ヨーロッパにおけるルーテル教会、改革派、合同教会諸教会の合意である『ロイエンベルク協約』(Leuenberg Concord)のプロセスとその特徴を整理しておきたい。

歴史的には、同じヨーロッパ大陸における宗教改革によって誕生した2大教会であ

14 『アクラ文書』は、1971年にルーヴァンで開催されたWCC信仰職制全体会を経て、1927年以降の研究成果を集約した文書で、正式には、『一つの洗礼、一つの聖餐、相互に承認された教会の奉仕職』(One Baptism, one Eucharist and a Mutually Recognized Ministry: Three Agreed Statements)というタイトルが付けられている。『アクラ文書』は『リマ文書』の礎石として位置づけられる。Cf. *One Baptism, one Eucharist and a Mutually Recognized Ministry: Three Agreed Statements, Faith and Order Paper no.73* (Geneva, WCC Publications, 1975)。また、アクラ会議の議論については以下を参照のこと。Accra 1974. *Meeting of the Commission on Faith and Order, July/August 1974 Ghana* (Geneva: WCC Publications, 1974)。

15 BEM, Ministry, para.34.

16 BEM, Ministry, para.37.

17 BEM, Ministry, para.36.

18 神田は、一方で、「按手を受けたミニストリー」に比して、「信徒のミニストリー」が後景化し、「信徒の神学」への貢献が十分に反映されていないこと、ミニストリーの多様性というものを今日の教会の宣教の宣教課題とその具体的な取り組みにおいて制度的にももう少し評価すべきであることを指摘している。神田「今日における教会のミニストリー—WCC「リマ文書」の一考察—」、前掲論文、132、135頁。

る、ルーテル教会と改革派教会の関係は決して良好なものではなく、むしろ激しく対立し合う時期の方が長いと言っても過言ではない。ことに、1529年の、いわゆる「マールブルク神学論争」(Marburg Theological Controversy)を経て以後、とりわけ、教会を形成する信仰告白をそれぞれの教会が採択後、相互の教理を非難し合う状況に陥った。17世紀には、ルター主義を採用して宗教改革を行ったブランデンブルクでは、選帝侯ヨハン・ジギスムント (Johann Sigismund) が1613年に改革派に転会したが、ジギスムントは、ルターの宗教改革を、「隠れカトリック」(crypto-catholic)であり、中途半端であると痛烈に批判したことに象徴されるように、近現代に至るまで、ヨーロッパ地域のかかなりの部分で、ルター派と改革派は聖餐の交わりを持つことが困難であり、職制の交換は論外であった¹⁹。

しかし、19世紀に入り、ことにドイツでは、改革派教会とルーテル教会の接近の萌芽が生まれる。20世紀には、ナチス・ドイツ下の告白教会における改革派とルーテル教会の接近があり、第2次世界大戦以降のヨーロッパ全土におけるエキュメニカル運動の進展の中で、ルーテル教会と改革派教会間の公式対話が1950年代に起こる。そのヨーロッパ地域における両教会間対話に、それぞれのCWCsである、「ルーテル世界連盟」(Lutheran World Federation : LWF)と「世界改革派教会連盟」(WARC)が積極的に関与し、1960年代の非公式な神学対話を経て、1971年に、バーゼル近郊のロイエンベルク (Leuenberg) で公式のヨーロッパ・ルーテル・改革派教会会議が開催されるに至るのである。この1971年のロイエンベルク教会会議での合意事項は、義認についての宗教改革共通の聖書的理解によってのみ得られる福音の正しい教説、聖書に基礎付けられた洗礼と主の晩餐についての共通理解であり、かつての歴史的な非難合戦は、もはや今日の教会には当てはまらないことの確認であった²⁰。

1971年教会会議で合意された協約草案が各関係教会に送付され、1971年から1973年の間に、合計241の応答があった。第2回ロイエンベルク教会会議が、1973年3月12日から16日にかけて開催され、1973年3月16日に、『ロイエンベルク協約』(Leuenberg Concord) 最終案が採択された²¹。同最終案は、さらに関係各教会に送付され、1974年9月30日までに承認を呼びかけ、その時点で、50以上の諸教会が承認

19 Wilhelm Hüffmeier and Colin Podmore (ed.), *Leuenberg, Meissen and Porvoo Consultation between the Churches of the Leuenberg Church Fellowship and the Churches involved in the Meissen Agreement and the Porvoo Agreement* (Frankfurt: Verlag Otto Lembeck, 1995) p.81.

20 Ibid., p.82.

21 『ロイエンベルク協約』の本文については以下を参照。<http://www.leuenberg.net/sites/default/files/media/pdf/Publications/Konkordie-en.pdf> (2016年11月現在)

するに至った²²。2016年現在までに、98教会が署名している²³。

『ロイエンベルク協約』の合意点は、①福音理解、②義認、③御言の宣べ伝え、④洗礼と聖餐に集約されるが、基本的には、ルーテル教会、改革派教会の教説からそれぞれ特徴的な部分を採用する構造となっている。『ロイエンベルク協約』の中での重要な職制論的共通理解は、福音の共通理解とこれまで教会間を隔ててきた教理的不一致の克服が、異なる信仰告白に立つ諸教会を、互いにイエス・キリストの教会として承認させ、御言と sacrament における友愛を可能ならしめたのであり、これには職制と按手の相互承認も含まれる、という点に示されている。一方で、もはや教会を分け隔てるものではないが、さらなる探求が必要な教理的諸問題として、以下の諸点が挙げられている。①聖書、信仰告白と教会の理解に関する解釈学的諸問題、②法と福音の関係、③洗礼の実践、④奉仕職と按手、⑤二王国説とキリストの主権に関する教理²⁴。この中に、「奉仕職と按手」があり、職制については、未だ必ずしも十分な合意には至っていないことが読み取れる。

『ロイエンベルク協約』は、LWF、及び WARC の各信仰職制委員会が、積極的に支援したものの、いかなるエキュメニカル国際対話も参照されていない。もっとも、『ロイエンベルク協約』が成立した1973年当時には、信仰職制をめぐるエキュメニカル対話や教会間対話は、現在のように存在しなかった上に、エキュメニカルな議論を受容する手順もきわめて多様で、安定していなかったことを勘案しなければならない。『ロイエンベルク協約』は、むしろ、ヨーロッパの各地方、地域、国レベルの諸教会の日常的現実感から、練り上げられたとも言える。第二次世界大戦後の特有な状況の中で、個々の地方での、ルーテル教会、改革派教会の地域的交流が進み、講壇と聖卓の交わりや、牧師の相互交換などが、自然に行われるようになっていた。そのような日常的な現場の実践の積み重ねの中から、それらの教会間交流を裏付ける神学的対話が生まれていったのである。神学的対話は、とりわけ、オランダ、フランス、ドイツ等で起こるが、それがやがて、ヨーロッパ全体を包括する対話へと発展し、最終的に、『ロイエンベルク協約』へと至る²⁵。

1973年にロイエンベルク・プロセスが開始され始めて以来、このプロセスは、さまざまな形で多様に解釈されてきた。『ロイエンベルク協約』が合意されて、40年を

22 *Leuenberg, Meisen and Porvoo Consultation between the Churches of the Leuenberg Church Fellowship and the Churches involved in the Meissen Agreement and the Porvoo Agreement*, op.cit.,p.82.

23 Community of Protestant Churches in Europe (CPCE) 公式サイト参照。 <http://www.leuenberg.net/node/692> (2016年11月現在)

24 *Leuenberg Concord*, para.39.

25 *Ibid.*,p.62.

経た現在も、『ロイエンベルク協約』の解釈と実践、議論は多元的であり、決して一つに収斂されることはない。一方で、『ロイエンベルク協約』は、最小限のコンセンサスであるとも言われる。取り扱う主要教理を、基本的には「御言」と「 sacrament」のみに限定しているからである²⁶。したがって、『ロイエンベルク協約』は、職制の問題をダイレクトには対象としていない。そこには、職制が教会を二分する問題ではなく、それゆえに直ちに議論しなければならないものではない、という認識がある。ルーテル派と改革派では、その職制理解も当然異なるが、教会の奉仕職には、監督的な形態もあれば、長老的、シノディカルな形態に分与された形態のいずれの可能性もある、というのが、『ロイエンベルク協約』の結論であると言える²⁷。

4 『神の国と私たちの一致』において示されたもの

聖公会－改革派教会間国際対話として特記しておかなければならないのは、1981年から1984年にかけて「アングリカン・コミュニオン」(Anglican Communion)と「世界改革派教会連盟」(WARC)間で行われた、「聖公会－改革派教会国際対話」(*International Anglican-Reformed Dialogue*)である。この国際対話には、聖公会、改革派が長年共に作業を担ってきたインドなどの合同教会代表も招かれた。「聖公会－改革派国際対話」の成果は、報告書『神の国と私たちの一致』(*God's Reign and Our Unity: The Report of the Anglican—Reformed International Commission*)にまとめられているが、キリストの救いの教理、神の御言、洗礼、ユーカリスト等の中心的な教会論的問題について合意が為されている²⁸。

「聖公会－改革派国際対話」において、最も困難であった課題は、やはり職制論をめぐってであった。奉仕職は、神の民全体に与えられているものであるが、にもかかわらず特別に按手された奉仕職が存在することは、全信徒祭司性理解から承認された²⁹。しかし、三聖職位については十分なコンセンサスは得られず³⁰、監督職の歴史的継承についての問題はそもそも扱われなかった。エписコペーの問題が、当初から難問であることは、WARCには会衆派教会も含んでいることから想定された。しかし、このような厳しい議論の中で確認された神学的コンセンサスがより重要で

26 *Leuenberg Concord*, para.36.

27 *Leuenberg, Meisen and Porvoo Consultation between the Churches of the Leuenberg Church Fellowship and the Churches involved in the Meissen Agreement and the Porvoo Agreement*, op.cit.,p.68.

28 *God's Reign and Our Unity: The Report of the Anglican – Reformed International Commission(GROU)* (London: SPCK/St Andrews Press, 1984)paras. 25-72.

29 *GROU*, paras.73-79.

30 *GROU*, paras.91-104.

あることは言うまでもない³¹。以下に、『神の国と私たちの一致』において示された、職制論をめぐる主要論点を概観する。

基本的に、教会における職制理解には二つの傾向があるが、一つは、按手された奉仕職を、教会から分離された独立した形態として認識するものであり、もう一つは、按手された奉仕職を、教会の発展の過程で生み出されたものと捉えるものである。『リマ文書』は、聖書によれば、「教会は、特別な権威と責任を担う人格なしには決して存在し得なかった」³²としている。確かに、教会史の中で、さまざまな形態の按手された奉仕職が展開されてきたことも事実である。①現在の、それぞれ異なる教会共同体 (communion) の中で現実化している奉仕職の特別な構造は、聖書の権威に直接的に結び付けることはできない。新約聖書は、主教、司祭、執事の三聖職位や、長老制、会衆制、ローマ主教座の首位性などを定めてはいない。新約聖書から、一つの権威付けられた職制の形態を導きだそうとする試みは無意味である。②教会とは、聖霊の導きのもと、伝統の継承性を、新たな状況に適応した生ける体であると言える。③これまでの教会史における職制形態のすべてが、聖なものと認められるわけではない。現在、私たちが受け継いでいる職制形態の中には、教会の時代と地域を越えた発展の過程で生まれたものもある。それらの中には、現実存在しているがゆえに、不変なるものと扱われているものもあれば、聖書によって明確に権威付けられていないがゆえに、否定されたものもある。改革派教会と聖公会に求められることは、まずもって、それぞれの職制を、受けとめ、感謝を持って祝福し、またそこから学ぶことであり、使徒的証しへの誠実さにおいて、聖霊の導きの中で、また、今日の宣教的必要性に照応して、それらを適応、もしくは改革することである³³、とする『神の国と私たちの一致』の論点は、両教会のみに限らず、エキュメニカルに重要な視座であろう。

聖公会と改革派教会の伝統においては、按手された奉仕職の働きについて、かなりの多様な認識が存在する。聖公会は、一般的に、“priest”という用語を使用するが、この用語は、実際には、改革派教会の伝統においても用いられてきた³⁴。古代教会の中で、本来、主教の職務が、教会拡張にしたがって、次第にそれらが長老職にも広げられるようになった。聖公会は、この理解のもとに、“priest”という用語を保持しているが、改革派教会は、他の主要なプロテスタント諸教会と同様に、聖餐における犠牲の教理との繋がりで、聖書によって根拠付けられないとして、この用語の使用は断念したのである。しかしながら、改革派教会も、聖公会と同様に、教会全体は、キリ

31 *GROU*, paras.73-79.

32 *BEM*, Ministry, para.9.

33 *GROU*, para.77.

34 *GROU*, para.78.

ストにおいて「聖なる祭司」(I ペテロ 2:5)³⁵として召されていることは承認している。奉仕職は、教会に祭司的職務を可能ならしめ、また備えるように召されているがゆえに、奉仕職における祭司の本質を否定することはできない。

したがって、改革派教会と聖公会は、『リマ文書』における以下の定義のすべてを承認することができるのである。「按手された奉仕職は、すべてのキリスト者がそうであるように、キリストの祭司性と教会の祭司性の双方と関連付けられる存在なのである」³⁶。一方で、両教会は、按手された奉仕職に用いられる「司祭」(priest)という用語が、多くのキリスト者にとって受容できない意味が付与されているとも認識している。そのような状況の中で、“priest”という用語が普遍的に用いられることは期待できず、“pastor” “presbyter” “minister”などの用語の可能性も考慮されるべきなのである³⁷。

このような意味において“priest”は、教会全体の祭司性から離れるものではなく、教会全体とのつながりの中での参与によるものである。その祭司的職務の中で、指導者、模範者としての働きを担う。それゆえ、「按手」という行為は、教会全体における一致の焦点でもある。「按手」とは、教会を、地域的にも普遍的にも代表し、また、導く特別な職務を、構成し、承認する行為でもある。「按手」という行為において、キリストの教会は、神に、按手される者のその働きに対して聖霊が与えられるようにと祈る。それは、その者の頭に、祈りと共に、「手を按く」という sacramental な行為が中心となる³⁸。

『神の国と私たちの一致』は、聖霊は、教会に属するすべての者に、それぞれの多様なミニストリーという賜物を与えることを確認する。すべての者は、神に仕える者として多様な賜物によって召されている (I ペテロ 4:10)³⁹。しかし、すべての者が、按手されるわけではない。新約聖書は、誰が按手されるべきかについての直接的な指示を与えてはいない。かなり初期の段階から、按手は聖餐と結びつけられてきた。聖餐において、キリスト御自身は、その完全性において現在する。それを分かちあった共同体が、各地における普遍教会 (catholic church) となった。初代教会においては、どこかに中央があり、その枝としての地方教会という性格ではなく、キリストがおられるところに、そこに普遍教会がある、という理解であった。真の頭はキリストであ

35 「そして聖なる祭司となって神に喜ばれる霊的ないけにえを、イエス・キリストを通して献げなさい」(I ペテロ 2:5.b.c、新共同訳聖書、日本聖書協会)。

36 BEM, Ministry, para.17.

37 GROU, para.79.

38 GROU, para.80.

39 「あなたがたはそれぞれ賜物を授かっているのですから、神のさまざまな恵みの善い管理者として、その賜物を生かして互いに仕えなさい」(I ペテロ 4:10、新共同訳聖書、日本聖書協会)。

り、教会とは、そのもとに集められた民の共同体である。しかし、新約聖書の中でさえ、キリスト者の特定のグループが、その他のメンバーとは分離した食事を祝すことを推進している記述を見出すことができる。これは、コリントの教会に対するパウロの諫言に描かれていることでもある（Iコリント 11:17-22）⁴⁰。アンティオキアのイグナティウスも、聖餐の「有効性」とは、共同体全体によって承認された者によって司式されることによって保証されるものである、としている⁴¹。『神の国と私たちの一致』は、したがって、「按手」は、教会共同体の秩序の問題でもある、ということを強調する⁴²。

改革派教会と聖公会の教会間対話において、聖餐の「信徒による司式」(lay presidency) は重要な問題である。この問題は、さまざまな形で、聖公会と改革派の間での議論となってきた。一部の改革派教会では、“lay presidency” の実践は、それが、「全信徒祭司性」を象徴するものとして、しばしば奨励されてきた。按手された奉仕職の不足、もしくは、宣教の急速な進展ゆえに、会衆共同体が、按手された奉仕職なしに聖餐を持たなければならない、という状況も、時に存在した。改革派教会は、それゆえ、信徒に対し、特定の状況下では、聖餐を執行する権威が与えられるべきであるという立場を取ってきた。これには、牧会を必要とする会衆への配慮という意味も含まれている。聖餐の執行者は、司式の権威を委ねられた、按手された奉仕職にのみ限られるべきである、という一般的原則は担保しつつ、按手された奉仕職の“presidency” は、その者のみに所有されている祭司性に根拠を持つのではなく、その按手された奉仕職を中心とする共同体全体に賦与された祭司性全体に依拠するという理解が、その背景にはある⁴³。

御言葉と sacrament の奉仕職によって、教会全体は、繰り返し赦しを受け、この世界におけるキリストの働きに参与することを可能とされている。指導者としての奉仕職は、代表的な性格を持ち、「多数のための一人」として働く。この奉仕職は、自分自身の名によって働くのではなく、キリストの名によって、また、キリストの体全体の名によって、職務を担うのである。また、主の代弁者であり、また、キリストの群れを代弁する者でもある。このことが、「按手」の中で確認されるのである。キリストの名において按手され、普遍教会全体の名において按手された者は、一つの教派に限定されるものではなく、唯一であるキリストの体、全体のものなのである⁴⁴。

40 「それでは、一緒に集まっても、主の晩餐を食べることにならないのです」（Iコリント 11:17-22、新共同訳聖書、日本聖書協会）。

41 GROU, para.81.

42 GROU, para.82.

43 GROU, para.83.

44 GROU, para.85.

『神の国と私たちの一致』は、「按手」は、按手される者に、教会全体を代表する権威を賦与する性質を持っていることを確認する。按手された奉仕職は、それゆえ、教会における一致のしるしと、その一致を維持する手段として常に見なされてきた。同様の理由により、按手された奉仕職は、教会の不一致が課題となる場合に、不可避免的に議論の焦点となり、分断の象徴となることもあるのである⁴⁵。聖公会と改革派教会は、共に、唯一の、聖なる、普遍的な (catholic)、使徒的な教会であることを告白する。聖公会と改革派教会、双方の按手式文において、キリストの名において、神への嘆願を行うが、それは、「按手」が、奉仕職の普遍的有効性を担保するものであることを表示している。教会が分かれていた限り、祈りは、教会全体のものとはならない。また、その権威も教会全体によって承認されたものとはならない⁴⁶。

教会とは、キリストがこの地上に到来された時から、再臨されるまで、歴史的継承性の内に生きるものである。この継承性は、教会に対する、聖霊の恵みにおいて基礎付けられる。教会は、キリストの継承的奉仕職に参加し、この継承性を保持するために、聖書、洗礼と聖餐の sacrament、エキュメニカル信条を基盤とする。この教会理解を、聖公会と改革派教会は共有している。しかし、この継承のプロセスにおいて、歪みもまた発生する。古代教会は、これらの継承性の焦点を、「主教」という人格的な教導職に置いた。したがって、監督的奉仕職の継承は、イエス・キリストと使徒の教えを保証する。新約聖書における使徒の書簡は、この継承性の記録された根拠でもある、と『神の国と私たちの一致』は明言する⁴⁷。「按手」が、教会全体を代表する特定の人格に権威を賦与する限り、「按手」自体もまた、それによって権威を受けた者によってのみ正しく執行される。教会は通常、このような形で権威付けられなかった者による按手は承認しない。按手された奉仕職の歴史的継承性は、実際、その共同体の継承性をも保証する。聖公会は、主教按手を通して、この継承性や連続性を保持する。一方で、改革派教会の伝統では、それは、牧師の按手を通して保持される⁴⁸。

しかし、「按手」は、ただ単に、教会による権威の継承ではない。何よりも、按手を受ける者に、聖霊の賜物が与えられることを、嘆願によって神に祈る行為である。教会が分裂している状態では、教会が献げる祈りは、普遍教会全体のものとはならない。それにもかかわらず、神からの応答に欠陥はない。改革派教会と聖公会は、エキュメニカル運動への参加を通して、それぞれの教会の按手が、普遍教会全体の権威を保証するものと至ってはいない、という理解を共有している。その中で、両教会は、お

45 GROU, para.86.

46 GROU, para.87.

47 GROU, para.88.

48 GROU, para.89.

互いの教会の現実を承認し合うのである。しかし、『神の国と私たちの一致』は、このことが、それぞれの教会の按手の歴史的継承性が不適切であると結論付けるものでもない、と強調する。むしろ、それは、時空を超えて、教会の究極的一致に向けた、正しい可視的形態の要素となる。聖公会と改革派教会は、それゆえに、①双方の教会が保持する奉仕職が、神の賜物である、②分かれた教会の按手における継承性は、可視的に回復され、維持される、ことを確認するのである⁴⁹。

聖公会と改革派教会の按手された奉仕職の基本型は、一見すると大きく異なって見える。しかしながら、その違いの表層下には、共通の型を見出すことができる、と『神の国と私たちの一致』は指摘する。例えば、両教会には、教会と世界の中で、キリストの働きに向かうために、教会共同体構成員らと共に働く、主任司牧者が存在する。この、古代教会の初期から登場する職制の型は、その後、「主教」(bishop)、「長老」(presbyter)、「執事」(deacon)の按手された奉仕職へと分化されていく。もっとも、この3次元の型は、聖書においてはただ一種類の形態に権威付けられてはいない。新約聖書の諸書簡が、教会の初期においては、実際、多様な型が存在したことを伝えている。しかし、3次元の型は、その後、結果的に広まり、次第に諸教会によって採用されていった⁵⁰。この職制論的形態は、宗教改革期以降、聖公会、改革派教会の形成史の過程で、それぞれ変形されることとなる。両教会は、教会の一致と継続性のために、何かしらの形態が、地域的、普遍的に受容される必要があると認識しているのである⁵¹。

5 結語

さて、これまで、『リマ文書』プロセスを踏まえつつ、『ロイエンベルク協約』合意を概観し、さらには、聖公会－改革派教会国際対話の基礎文書、『神の国と私たちの一致』(God's Reign and Our Unity)の職制理解を整理することを通して、改革派教会神学とアングリカニズムの職制論をめぐる接点を検討してきた。

実際、『ロイエンベルク協約』を、聖公会の教理要項である『三十九箇条』と比較すれば、多くの一致点を発見することが可能である。特に、『三十九箇条』第19条の「教会」の定義⁵²は、ほぼ『ロイエンベルク協約』と同じ構造である。聖公会、改革派

49 GROU, para.90.

50 GROU, para.91.

51 GROU, para.92.

52 『三十九箇条』第19条：「教会について：キリストの可視的教会は信仰者の会衆である。そこでは、神の純正な御言が説教され、また聖餐について必要とされている事柄に関してキリストの御命令通りに聖餐が正しく執行されなければならない。エルサレム、アレキサンドリヤ、およびアンテオケの教会が誤りをおかしたように、ローマの教会もまた、その行状や礼拝の仕方においてばかりでなく、信仰の事柄においても誤りをおかした。」

教会と、それに連関する合同教会は、御言と sacrament は教会にとって不可欠な構成要素という認識を完全に共有する。職制論、ことに最も難題であるエписコペー理解においても、『マイセン共同声明』、『ポルヴォー共同声明』⁵³の地平と基本的な重なりを持つ。『ロイエンベルク協約』は、職制のシノダルで長老主義的な形態を伴う歴史的なエписコペートの「価値を認める」(appreciate)としているが、この点について、『マイセン共同声明』も、「ルーテル諸教会、改革派教会、そして合同教会は、このエписコペーの特別な形態が、‘full visible unity’の必要条件とされるべきではないとの留保をつけつつも、次第にエписコパルな継承を、<教会全体の生の使徒性のしるし>として、その価値を認める (appreciate) 備えを整えつつある」と評価している⁵⁴。

このように、聖公会、改革派教会、合同教会間の職制論的理解も、『ロイエンベルク協約』を出発点として、『マイセン共同声明』、『ポルヴォー共同声明』、そして、『神の国と私たちの一致』の次元まで議論が深化してきたとすることができるのである。この一連の議論の基礎となるのが、他の教会間対話、エキュメニカル対話と同様に、エписコペーの人格的 (personal)、同僚的 (collegial)、共同体的 (communal) の3次元的理解にあることは重要である。課題としては、アングリカニズム職制論において、「人格的」なエписコペー理解は、主教職の存在において明確であるのに対し、改革派教会神学職制論における「人格的」エписコペー認識、ならびに実践の有り様は、実に多様である、という点にある。今後の、「世界改革派教会 - 世界聖公会国際対話国際委員会」(IRAD)における職制論をめぐる議論は、このあたりに集中されていくこととなるはずである。

53 『マイセン共同声明』については、“On the way to Visible Unity: A Common Statement”, in *Anglican-Lutheran Agreement*, pp.129-144. 参照。『リマ文書』との関連では、*BEM, Ministry*, paras.15,16. 参照。『ポルヴォー共同声明』については、“Conversation between The British and Irish Anglican Churches and The Nordic and Baltic Lutheran Churches: The Porvoo Common Statement”, in *Anglican-Lutheran Agreement*, pp.145-176. 参照。『リマ文書』との関連では、*BEM, Ministry*, paras.32,36,39f. 参照。『マイセン共同声明』、『ポルヴォー共同声明』は、英国の諸聖公会と、それぞれ、ドイツ福音主義教会 (EKD) と、北欧諸ルーテル教会との、実質的にバイラテラルな教会間対話であり、より詳細な職制論的関心を表現することが可能なものである。その中でも、『マイセン共同声明』と『ポルヴォー共同声明』の特徴の違いは、『ポルヴォー共同声明』が、ほぼ純粋に、アングリカんとルーテルとの対話であるのに対し、『マイセン共同声明』の一方の主体である EKD は、ルーテルのみならず、改革派、合同教会も一部含まれた協議体である、ということである。したがって、『マイセン共同声明』の方が、『ポルヴォー共同声明』よりも、『ロイエンベルク協約』との近似性が高いと言える。EKD は、『ロイエンベルク協約』と『ポルヴォー共同声明』の双方に関わっており、『ロイエンベルク協約』と『マイセン共同声明』の両方に参加する一部北欧諸教会もあるが、EKD 及び北欧諸ルーテル教会が、『マイセン共同声明』や『ポルヴォー共同声明』により緊張感を持つ理由は、これらのエキュメニカル対話が、職制も含めたフル・コミュニオン合意を目指しているからに他ならない。1992年、ブダペストで開催された、ヨーロッパ・プロテスタント総会 (European Protestant Assembly) で、ロイエンベルク共同体は、ルーテル教会、改革派教会、メソジスト教会、聖公会それぞれによるバイラテラルな教会間対話の結果に関心を持つこと、という決議をしているのは、逆に言えば、「ロイエンベルク」型対話の一つの限界を示しているとも見る事ができる。

54 *The Meissen Common Statement*, para.16.